

補助金調書

| | | | | | |
|---|---|--|------------------|------------------|--|
| 補助金名 | 民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等) | | | 担当課 (連絡先) | こども未来局こども部こども家庭課 (TEL 092-711-4238) |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | 民間社会福祉法人 | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 4月から6月頃 | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 福岡市内の民間社会福祉法人(児童福祉施設, 乳児院又は母子生活支援施設の設置者) | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和54 | 年度 | 経過年数 | 38 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 民間社会福祉法人(児童福祉施設, 乳児院又は母子生活支援施設の設置者)は, 社会福祉法第2条に規定する「第一種社会福祉事業」を経営しており, 本市の児童福祉のための活動を実施している。このような民間社会福祉法人の運営を支援することにより, 児童福祉の増進を図る。 | | | | |
| 補助金の終期 | 平成28 | 年度 | 延長回数 | 0 | 回 |
| 終期を延長する理由 | | | | | |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> 定額 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (1)入所者数比例割額(1,620円×入所者数) (2)職員数比例割額(45,000円×職員数) (3)職員加配分2,773,000円を年額とする。ただし, 国の新基準に対応したところはその時点で月割りとする。 (4)職員研修費 研修費について1人あたり, 3日間以上は131千円, 2日間は33千円を上限として, 交付 | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 18,102 千円 | 7 件 12,390 千円 | 7 件 32,240 千円 | 7 件 31,911 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 児童福祉施設職員の処遇改善や研修受講促進 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 民間社会福祉法人の施設運営に係る経費を支援することにより, 本市の児童福祉の増進に寄与している。 | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。